

# 1月10日は「110番の日」

110番は事件や事故などが発生したときに皆さんの安全を守る緊急通報電話です。

通報の際は

① 何があったのか ② いつあったのか ③ どこであったのか

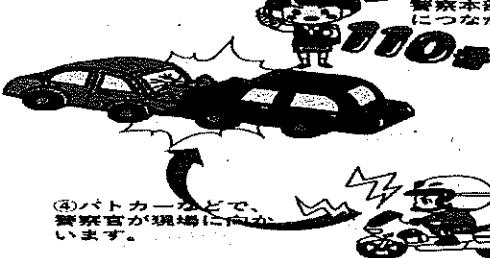
を正しく伝えることが、事件や事故を早く解決する決め手となりますので、警察官に落ち着いて状況を話してください。

特殊詐欺が疑われる「お金を取りに行く。」、「キャッシュカードの確認に行く。」との電話を受けた場合は、すぐに110番通報して被害を未然に防ぎましょう。

相談ごとは、#9110(警察相談専用電話)にダイヤルして、警察への問合せは、最寄りの警察署、交番・駐在所に、お問い合わせください。

## 110番のしくみ

(1) 事件や事故があったら、110番通報します。



(2) 110番すると、警察本部の通信指令課につながります。

(3) 110番を受けると同時に警察本部に無線で連絡します。



(4) パトカーなどで、警察官が現場に向かいます。

館林警察署  
75-0110  
明和駐在所  
84-2200



## 飲酒運転の根絶について

飲酒運転は、悪質な行為であるとともに、死亡・重大事故に直結する大変危険で許されない行為です。職場や地域では、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という気運を盛り上げ、飲酒運転による悲惨な交通事故を防止しましょう。

運転者の皆さんには、ハンドルキーパー運動に積極的に参加し、飲酒運転による悲惨な交通事故を防止しましょう。

また、車に乗せてもらう皆さん、飲酒運転は同乗者にも大きな責任があります。

飲酒している人に車を運転させない、その人に車を貸したりしないでください。

飲酒運転による悲惨な交通事故を防止しましょう。

11月発生

### 刑法犯

### 交通事故

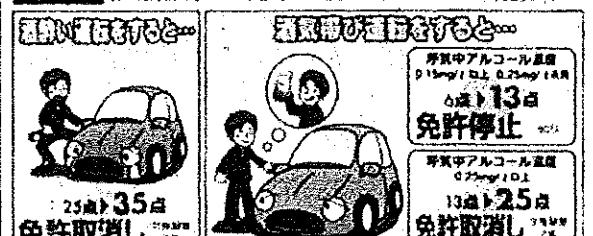
窃 盗	2 件
その他	0 件
人身	6 件
物件	19 件

明和町

## 飲酒運転の根絶!

無い意志があなたの未来を守ります。

平成21年6月1日から 飲酒運転に対する行政処分が大幅強化!



欠格期間の上限も5年から10年に引き上げ!!

2年→3年

5年→7年

5年→10年

